

千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部改正について(素案)に対するご意見と区のお考え方(要点)

No.	意見提出者の区分	意見の要旨	区のお考え方
1	区内在住者	民泊については区内全面禁止、または家主居住型のみ認めるなどの制限を要望。虚偽届出が疑われる事例があるため、家主居住型も含めて制限すべき。	条例改正による規制強化だけでなく、監視指導体制の強化を行い、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に取り組んでいきます。
2	区内在住者	旅館業の200平方メートル制限について、虚偽の申請を排除するとともに、許可後に改造がないか把握するため毎年実地計測すべき。	旅館業施設は、許可前の審査時に客室を実測して、面積を確認しています。また許可後は、監視指導体制の強化を行い、適正な運営の確保に取り組んでいきます。
3	区内在住者	宿泊者本人確認が不十分な民泊施設が薬物取引に利用される事例が報道されている。このような状況を踏まえ、区内全域で民泊営業を禁止することが望ましい。制度を継続する場合でも、文教地区・学校周辺・人口密集区域では営業禁止を要望。	区民の生活環境悪化防止・安全確保のために制度の見直しを行い、営業制限、本人確認義務の遵守に係る取締りを強化して参ります。
4	区内在住者	民泊の営業日数制限遵守のため、予約サイトログイン確認や決済履歴提出を義務化すべき。	区では国土交通省の営業日数自動集計システムとも連携し、監視の徹底に努めております。
5	区内在住者	周辺住民及び地域関係者への周知においては、合意を得たことを示す周辺住民の署名付き書面を事業者を取得させ、それを区へ提出させる制度を導入すべき。	住民の同意を義務付けるなど事実上届出を断念せざるを得ないような過剰な手続きを求めることは不適切とされています。届出施設については監視・指導を強化し、周辺への影響等の低減に努めて参ります。

No.	意見提出者の区分	意見の要旨	区の考え方
6	区内在住者	人口が密集している区域等では家主居住型に限定し、不動産取得後3年以上が経過した家主居住型の部屋貸しに限定し、集合住宅については対象外とし、周辺住民の一定割合(例:3分の2以上)からの合意を条件として民泊を認める制度設計が適切である。	住民の同意を義務付けるなど事実上届出を断念せざるを得ないような過剰な手続きを求めることは不適切とされています。届出施設については監視・指導を強化し、周辺への影響等の低減に努めて参ります。
7	区内在住者	虚偽の説明や届出が確認された事案については、事前の口頭又は文書による警告・行政指導を前提とせず、速やかに刑事告発を行う方針を明確化することが望ましい。	報告や届出等に誤り等がある場合には速やかな是正を求め、指導等に従わない場合には不利益処分を含めた適切な対処に努めて参ります。
8	区内在住者	鍵の合鍵を作成し、これを悪用して侵入盗を行う事件も実際に発生していることから、物理的な鍵を持ち出すことが可能な方式は不可とし、暗証番号キーボックスや電子錠方式等に限定するなど、鍵管理方法に関する明確な規制を設けるべき。	鍵の管理方法については、事業者の判断に委ねられるものと考えます。区では宿泊施設への出入りが確認できる構造とするなど宿泊者の安全が担保されることを事業者に求めています。
9	区内在住者	キャリーケースを持った外国人観光客がマンションに頻繁に出入りし、ゴミ分別違反や落書きが増加。秋葉原周辺ではオーバーツーリズムにより家賃高騰、空き家不足、区民の生活困難化が進んでいる。この状況下で民泊推進は強い懸念。制度をゼロベースで再検討することを強く要望。	区民の生活環境悪化防止・安全確保を最優先に、監視指導体制を強化、ゴミ処理や近隣トラブルの未然防止に努めています。

No.	意見提出者の区分	意見の要旨	区の考え方
10	区内在住者	外国人所有マンションでの民泊運営により収益が国外流出し、地域経済に還元されない一方で、ゴミ処理コストや治安悪化などの負担は区民が背負っている。経済成長どころかマイナスの影響しかないため、外国人所有・運営による民泊は全面的に規制強化すべき。	条例改正による規制強化だけでなく、監視指導体制の強化を行い、旅館業・住宅宿泊業の適正な運営の確保に取り組んでいきます。
11	区内在住者	民泊制度の当初の目標はオリンピック向けの宿泊施設確保だったはず。区内や近隣にはホテル等の宿泊施設が十分ある。区民に対する民泊の悪影響は計り知れないものがあるので、区は国に先駆けて民泊事業の廃止を検討すべき。	条例改正による規制強化だけでなく、監視指導体制の強化を行い、旅館業・住宅宿泊業の適正な運営の確保に取り組んでいきます。
12	区内在住者	民泊により生活環境の悪化がひどい。規制強化を目指す素案に賛成である。基本的に民泊制度は廃止すべき。少なくとも管理人常駐は必須。	条例改正による規制強化だけでなく、監視指導体制の強化を行い、旅館業・住宅宿泊業の適正な運営の確保に取り組んでいきます。